

会議名称	平成21年度第3回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成21年10月27日(火) 14時00分～16時15分	
場所	杉並区役所 中棟6階第4会議室	
	委員	江藤会長、井上委員、今村委員、櫻田委員、柴田委員、菅沼委員、高橋委員、谷委員、富岡委員、藤本委員、柳澤委員、岩田委員、鈴木委員、小幡委員、茶谷委員、土井委員
	実施機関	武井高円寺事務所担当課長、大澤健康推進課長、大竹都市計画課長、南雲国保年金課長、本橋課税課長、原田介護保険課長、中村環境課長、河合保健予防課長、渡辺保育課長
	事務局	大藤行政管理担当部長、牧島政策法務担当部長、有坂情報システム課長、中島法務担当課長
傍聴者	1名	
配布資料	事前	・資料1 平成21年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成21年度第3回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当日	・会議次第 ・資料3 「区立保育園における個人情報の紛失について」
【会議内容】		
1 平成21年度第2回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
諮問第18号	生活保護に関する業務の外部委託について(変更)	答申
諮問第19号	健診(検診)・保健指導に関する業務の外部委託について(新規)	答申
報告第13号	大規模土地取引行為等の届出等に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第20号	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の外部委託について(変更)	答申
報告第14号	特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)に関する業務の登録について(新規)	報告了承
	国民健康保険被保険者資格賦課・収納に関する業務の登録について(新規)	
	後期高齢者医療制度に関する業務の登録について(新規)	
	介護保険料賦課・徴収に関する業務の登録について(新規)	
(裏面に続く)		

報告第 15 号	特別区民税・都民税賦課徴収（特別徴収）に関する業務の外部結合について（追加）	報告了承
報告第 16 号	住民税賦課情報伝送システムに記録する個人情報の項目について（追加）	報告了承
諮問第 21 号	住民税（個人分）システムに記録する個人情報の項目について（追加）	答 申
報告第 17 号	路上喫煙等の過料に関する業務の登録について（新規）	報告了承
諮問第 22 号	結核患者及び接触者データ管理（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	答 申

会長	定刻ですので、ただいまより平成 21 年度第 3 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を始めたいと思います。ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。最初に欠席委員の確認をお願いしたいと思います。
政策法務担当部長	本日の会議につきまして、欠席される旨のご連絡がありました委員ですが、河野委員、斉藤委員、中村委員、増田委員の 4 名です。
会長	本日の進行についてですが、いつものように最初に会議録の確定をして、それから、報告・諮問案件に入りたいと思います。会議録について、最初に事務局から、修正や補足の意見はありますでしょうか。
法務担当課長	会議録、資料 1 の 8 頁の下から 3 つ目の法務担当課長の囲みで、その 4 行目「ペナルティ」を「手段」にご訂正をお願いいたします。以上、1 カ所です。失礼いたしました。
会長	ほかに訂正、修正のご意見はありますでしょうか。それでは、ないようですので、第 2 回の会議録は確定とさせていただきます。次に、報告・諮問事項の審議に入りたいと思います。政策法務担当部長、諮問文をお願いします。
政策法務担当部長	諮問文を読み上げ会長に渡す。
会長	初めに、諮問第 18 号、諮問第 19 号、報告第 13 号について、一括して事務局から説明をお願いいたします。
諮問第 18 号、諮問第 19 号、報告第 13 号	
法務担当課長	諮問第 18 号、諮問第 19 号、報告第 13 号について説明する。
高円寺事務所 担当課長	今回のこの外部委託につきまして、民間事業者ということでご不安があるかとも思いますので、若干補足説明をさせていただきます。この事業者につきましては、これまで杉並区において就労支援、生活自立支援などの自立支援プログラムを既に委託して実績を上げていただいているほか、東京都からホームレス地域生活移行支援事業、これは「ブルーテント事業」として有名な事業ですが、それから、去年の「年越し派遣村」においても、そのフォロー対策業務などの委託を受けて既に実施している業者です。そして、提携法人として、社会福祉法人の「ヤマテ福祉会」というのがありますが、こちらが今回のこの契約に関しては連帯保証人となり、杉並区にあります「自立支援センター杉並寮」などの運営に携わっているところです。そして、今回のこの契約の中で杉並区がしっかりと管理をしていくことを予定しております。
会長	どうもありがとうございました。報告が 1 つに諮問事項が 2 つです。それぞれ、性格が違うように思いますが、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。
委員	諮問第 18 号に関係してですが、杉並区が管理をしっかりとやるというお話が追加であったと思います。お願いした業務がきちんと遂行されているのか、その場合はどういう期間設定でこの情報などを管理することになるのか、その辺の話について説明していただけたらありがたいと思います。
高円寺事務所 担当課長	ほかの自立支援プログラムの場合も同じですが、金銭預かりにつきまして、最長 2 年という期間を設定して行います。このサービスを実施するに当た

	<p>り、まず被保護者に同意をとり、どういった管理をしていくかということケースワーカーがプログラムを組みます。各福祉事務所の中にこうしたプログラムが妥当かどうかを検討する自立支援会議という会議体を設けておきまして、その中でプログラムの対象者として相応しいかどうかということを決断してまいります。2年経ったときに必ず見直しを行います。継続が必要な場合には継続をし、既に自立は十分と判断されれば、プログラムは終了して自分で管理していただく。もちろん、期間が経過しない間でもご本人の自立が可能と判断された場合は、改めてその会議に付しましてプログラムを終了し、ご本人に管理していただくというような形をとってまいります。</p>
委員	<p>関連ですが、金銭等預かり支援の中で、その対象世帯が世帯数で言うと約100世帯となっています。いろいろな形態があると思いますが、個人で見ると何人ぐらいなのか。</p>
高円寺事務所 担当課長	<p>基本的に一人世帯の方が多く、若干のプラスアルファとお考えいただければよいと思います。</p>
委員	<p>もう1つは支援の内容です。ほとんどのことが今日の説明の中に入っていると思いますが、そのほか、福祉事務所長が必要と認めるといったものについても支援を行うということですが、ここに出ているもの以外で例えばどういうものが想定されますか。その辺はいかがですか。</p>
高円寺事務所 担当課長	<p>基本的には、委員がおっしゃられたとおり、ほとんど網羅したつもりです。ただ、こういったケースにつきましては、時に本当に想定外のものが出てくることありますので、念のためという形で入れさせていただきました。初めから特にこういうケースと想定しているわけではありません。</p>
委員	<p>会長、もう1つ、報告13号の関連ですがよろしいですか。</p>
会長	<p>はい。</p>
委員	<p>9頁の「個人情報登録票」の「財産等の情報」の内容に、「土地の状況」、「建物の状況」、「計画の概要」と記載があります。大筋、この状況なり概要というのはどういう中身のものが具体的にその記録をする中身なのか、その辺を示してもらいたいと思います。</p>
都市計画課長	<p>土地の取引の段階におきまして、所有権や測量図とか土地の地形がはっきりしているものです。それから、建物大規模開発のときは基本構想的な、基本計画案の図面等を入手したいと考えております。</p>
委員	<p>「建物の状況」というのは、例えば何階建てでどうだとか何世帯でどうだとかのことですか。</p>
都市計画課長	<p>基本計画が確定しない内に、高さ、平面、立面、断面、その程度は知りたいと考えております。</p>
委員	<p>もう1つ、すみません。「住民記録等の情報」の最後のところに「印影」というのがありますが、これはなぜ必要なのか。</p>
法務担当課長	<p>印影の部分につきましては、届出書に各様式がありまして、印影が入っているものもあるためです。</p>

会長	ほかにございますか。
委員	恐れ入ります、8頁です。杉並区の「まちづくり景観審議会」という大きな機関があります。これについて、簡単でよろしいのですが、いつごろ出来たのか、どういう位置づけにあるのか、どういう形でこの委員会を形成しているのか、その3点について簡単にご説明をお願いします。
都市計画課長	今年の4月に審議会が出来まして、景観条例とまちづくり条例に関連する審議を行っております。その部会の中で、一部、まちづくり条例の中の土地取引とか、大規模土地利用計画についての審議をしていただくこととなっております。その審議会の中の専門部会の意見をいただいて、区長が事業者なり土地取引行為を行う者に対して助言・指導を行っていくという考えです。
委員	今年4月ということは、約半年前ですね。既に多くの実績というか審議内容、回を重ねているのでしょうか。
都市計画課長	審議会としては2回開かれています、案件はまだ出ていませんので、専門部会としては、単独では0回だということです。
委員	了解です。ありがとうございました。
会長	ほかにございますか。
委員	自立支援プログラムの先ほどのご説明は、委託事業者の方のご説明をいただきましてよくわかりました。しかし、この中で精神保健福祉支援プログラム、次世代育成支援プログラムの主たる支援者が、杉並区メンタル支援員と杉並区次世代育成支援員となっていて、委託事業者が入っていません。ご説明いただきたいと思います。
高円寺事務所 担当課長	自立支援プログラムにつきましては、外部委託で行っている部分と専門の非常勤職員によって実施している部分があります。いまご質問のありました精神保健福祉支援につきましては、各事務所に1名精神保健福祉士を配置して実施しております。それから、次世代育成支援につきましては、本所である荻窪事務所に2名の臨床心理士を配置して、今年の1月から実施しているところです。
委員	では、区の職員の方ということですね。
高円寺事務所 担当課長	はい、そのとおりです。
委員	ありがとうございました。
委員	すみません、もう1点確認がありました。先ほど言った景観審議会ですが、この所管は、都市整備部都市計画課ですか。
都市計画課長	まちづくり景観審議会の事務局は都市整備部のまちづくり推進課が担当しております。
委員	承知しました。ありがとうございました。
委員	6頁の諮問第19号に関連した事項です。コールセンターと区と情報の授受が行われるようですが、7頁の「外部委託記録票」の「委託先との授受の方法」に「文書」と「磁気媒体」、両方に○が付いていますが、具体的にどういう区分がなされるのか、磁気媒体というのはどのような媒体を想定しておられるの

	<p>か、そして、区とこの磁気媒体をやりとりするときにはどのようなルールでやられるのか、このところをお伺いしたいのです。というのは、背景として、このように磁気媒体のやりとりをする時に、他の自治体ではしばしば紛失したり、管理が悪いためどこへ行ったか分からないというようなケースが起きているわけです。このようなことが二度とないようにするために、どのような配慮がなされているかということを確認するために、ご質問させていただくわけです。</p>
健康推進課長	<p>文書につきましては、エクセルのデータを紙に落としたものを受け取ります。磁気媒体につきましては、フロッピーで受け取ります。その授受の方法につきましては、区の職員が出向いて、その文書とフロッピーを直接受け取る、というような方法をとっております。</p>
委員	<p>フロッピーディスクであることは、わかりました。そのフロッピーディスクでやるときに、適正にやられるには、通常、引渡しの経過がわかるように簿冊をとって、サインをしてもらってお互いに確認する、それから、フロッピーディスクのやりとりの経過が見えるようにするのが普通なのですが、そういう用意はされるおつもりなのかどうか、それを確認しておきたいのです。</p>
健康推進課長	<p>そのように実施したいと、思っています。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>ほかにございますか。私からの質問ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>8頁の「大規模土地取引行為の事前届出（条例第22条）」の概要というのですが、「その有償による権利の移転又は設定をしようとする」設定というのは、普通、担保権の設定と言いますよね。その場合も届出が必要なのですか。</p>
都市計画課長	<p>賃借権を含んで、広汎に考えていきたいと考えています。</p>
会長	<p>そうしますと、担保権の設定ではなくて賃借権の設定という意味ですね。ただ、担保だとあとでそれが強制執行される危険性がありますね。それで入れるのかなと思っていたのですが。</p>
都市計画課長	<p>地上権と賃借権で、担保のことはこの範疇には入っていません。</p>
会長	<p>入っていないですか。</p>
都市計画課長	<p>はい。</p>
会長	<p>わかりました。ほかにございますか。</p>
委員	<p>有償とあるのですが、無償の場合はどうするのですか。</p>
都市計画課長	<p>贈与の場合で無償等の場合は、対象となりません。</p>
委員	<p>そうすると、資産家が自分で経営して代表かあるいは何らかの関係のある土地を持つ会社に、無償で土地を贈与する場合は引っかけられないわけですね。</p>
都市計画課長	<p>あくまでも、有償でそこに利益を生じて土地の売買とか権利返還を行う前提としておりますので、無償で贈与するとか事業を引き継ぐというときには、対象としていないということです。</p>
委員	<p>それでは、こういう条例を作る目的は何なのかと。これはまちづくりの条例でしょう。無償と有償であろうと同じになってしまう。効果は、まちづくりの</p>

	障害になるようなことは、有償であろうと無償であろうと同じではないのですか。
都市計画課長	今回、まちづくりには2段階ありまして、まず第1段階は、大規模な土地の取引があった場合、2段階は、大規模な開発事業を行う場合です。無償であって大規模土地取引行為のときに届出がなくても、いま委員がおっしゃったように、具体的な建築物を建てたり、まちづくりに関連する場合は開発事業のところでフィルターがかかって、そこで届出が必要になります。そのため、周辺との環境とか杉並区の考えているまちづくりに合致しているかどうかという指導は、大規模開発事業の段階で十分対応できると考えております。
委員	それならばここは、「有償」ではなくて、「有償・無償を問わずやるときには」というふうに入れておいたほうが争いはないのではないのでしょうか。これだけを見て、「有償。では、無償ではいいのではないか」というようなことを言われることもあるのではないですか。
都市計画課長	確かにそうですが、大規模な相続とか、その場合は、それを含めて届出をさせるというのなかなかきついことです。そこは、建物の計画の段階で十分フォローできるということで、何とか対応していきたいと考えております。
会長	ほかにございますか。ないようですので諮問第18号、諮問第19号については決定、報告第13号については、報告を受けたということにいたします。次に、諮問第20号と報告第14号についての説明を事務局からお願いします。
諮問第20号、報告第14号	
法務担当課長	諮問第20号、報告第14号について説明する。
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見はございますか。
委員	報告第14号についてですが、13頁を見ると、もう実施されているわけですね。できれば、こういうものは前の審議会ですらやっておくべきで、もうやっていることを「やっています」という形で報告されると、何も手が出せないのではないかと心配があります。要望としては、実施前に審議会にかけるときではないかと思えます。
国保年金課長	今回、縦割りではなくて横断的な、横の連携と言いますか、そういう形で行うのは、ある主管、例えば介護に行ったら介護のことしか分からないとか、電話をたらい回しにするような印象を、与えたりするようなことがないようにするためです。そのようなことは、私ども、昨年度の後期高齢者医療制度を開始したときに、随分痛感したところです。今回、税の年金天引き、国民健康保険の年金天引きを開始するに当たって、あのようにならぬ方がたらい回しにされたと感じられるようなことは避けたい、ということでこのサービスを構築してきたものです。確かに、これだけですべて終わるわけではありませんが、やはりご案内は相当できるのではないかと考えております。
委員	今まで以上に分かりやすくなれば、それはそれで良いことだと思います。引かれている全体の額を先ず見て、そのうち、何でいくら引かれているのかというのがなかなか分からないので、出来るだけ1つの課で全部の答えが出るよう

	<p>にさせていただくとありがたいかなと思います。</p>
委員	<p>いま、一番世の中を混乱させたというのは、例の国民年金の未納問題だろうと思います。特に今年から始まった、住民税、介護保険、国民年金、国民健康保険といろいろあり混乱しますが、杉並区の中の主管部課も3つ関係するわけです。それと、一人ひとりに届く納税書には「あなたの区民税、都民税はこうですよ。普通徴収をやってください」と、この秋、それこそ10月から来ました。その他に「特別徴収の合計4種類になります」と書いてあります。滞納を防止するには、特別徴収という名において天引きをする。これは確実にそのスタイルはいいと思いますが、ただあまりにも区民一人ひとりには分かりにくい。私の保険料はいくらだとか、介護保険料はいくらだとか、要介護があるとかないか、非常に混乱しています。</p> <p>これは早急に納得のいける形で、「区民税はこうだよ」、「保険料はこうだよ」、そういう意味でズバズバッとわかるような形にする。それから「払ってください」ということもきちんと言う。いつか、知らないうちに、もう天引きされているスタイルですよ。私はそうと思いますが、ほかの方はいかがでしょうか。所管があまりにも、多過ぎるのではないのでしょうか。それぞれ、係がありますから違うものを言っていることは、それはよく理解できます。ただ、区民の方には非常にわかりにくい。何人かが集まってどうするの、どういうことなのと話題が出たときもあります。以上、意見です。</p>
会長	<p>何かございますか。</p>
委員	<p>13頁の報告第14号の関係です。今お話がありましたが、別の視点で申しますと、住民税、国民健康保険、介護保険の徴収に関する窓口を1カ所でサービスをするというのは、従来の発想から言うと、大変難しい問題だったと思うのです。一般的にいま、国民の、あるいは住民のために窓口を1カ所でやるようにワンストップサービスというものに、全力を挙げて取り組まれていて、他の団体に先駆けて杉並区が住民税、国民健康保険、介護保険に関する徴収についてのご相談を1カ所でおやりになったということは、大変評価されるべき事項だろうと思うのです。ただし、これをおやりになるのに、行政改革の面から随分ご苦労があったのではないかと思うのです。その辺のご苦労の一端を、ここでご紹介いただきたいと思います。普通にはなかなか難しい問題なのですが、これをよくおやりになったと先ほどから感心して拝見していたのですが、いかがでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>先ほど別の委員にも申し上げましたが、昨年度、後期高齢者医療制度を開始しまして、その対象者が75歳以上のご高齢の方ということで、大変分かりづらい、理解しづらい、そういう思いをおかけすることになってしまいました。今般、また税の部門、国民健康保険の65歳から74歳の方々、そのような一部の方々に特別徴収が始まるに当たっては、以前のようなことはなるべくしたくないというようなことを考えました。各セクションが特別徴収額を端末画面で、いつ、どのセクションにお電話などがあっても大体のことはお話できるようなものを構築しようということで、短い時間の中でしたが、これを準備した</p>

	<p>ところでは。</p> <p>ご報告があとになったというご指摘もありまして大変申し訳ないことかと思っておりますが、10月7日に社会保険庁から年金振込通知が行われております。それには内訳も書いてあります。そうは言っても、その社会保険庁の年金振込通知書には「問合せは区市町村へ」と書いてあります。そうすると、当然私どものほうの窓口、または電話でお問合せが来ます。今般、10月15日は年金の第1回の引落しでしたので、通帳に打刻すると引かれているということで、お問合せがあるだろうということも考えて準備した次第です。</p>
委員	それはそうなのですが、先ほど、これをやられる調整過程でどういうご苦労があったかということをお伺いしたわけです。
国保年金課長	申し訳ございません。国保年金課が後期高齢者医療と、国民健康保険の2つの特別会計を所管しております。国保年金課が介護保険部門、税徴収部門に呼び掛けて、まずはやるべきか、やらざるべきかという話から始めたところです。お答えになっていないかもしれません。
法務担当課長	1点補足です。報告が遅れまして大変申し訳ございません。いわゆる個人情報の業務の登録についてですが、条例上の規定としては「業務を登録したときは」ということで、業務登録したあとでも報告ができるというような規定になっています。ただ、杉並区の取扱いにつきましては、委員のご指摘のとおり、こういった登録については、事前にご案内を申し上げるということでは今までやってきております。実際に業務開始前に登録の報告を行うとなると、本審議会が年5回しかない関係上、事前に報告できないということもありまして、大変申し訳ございません。
会長	ほかにございますか。ないようですので諮問第20号は、決定といたします。報告第14号は、報告を受けたということにいたします。次に、諮問第21号、報告第15号、報告第16号について、事務局から説明をお願いいたします。
諮問第21号、報告第15号、報告第16号	
情報システム課長	諮問第21号、報告第15号、報告第16号について説明する。
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見はございますか。ございませんか。それでは、諮問第21号は、決定といたします。報告第15号、第16号については、報告を受けたということにいたします。次に、諮問第22号と報告第17号について、事務局から説明をお願いいたします。
諮問第22号、報告第17号	
情報システム課長	諮問第22号、報告第17号について説明する。
会長	どうもありがとうございました。ただいまの説明についてご質問、ご意見ございますか。
委員	報告第17号の件です。過料を取るわけですが、問いただして「あなたは過料を払わなければいけないですよ」と言う人は誰なののでしょうか。たぶん環境課の人が当たるのではないかと思うのですが、その答えをお願いしたいと思っております。

	<p>実は、私が関わっている「障害者団体連合会」は、区役所の高円寺福祉事務所の1階と地下の部分が「障害者交流館」ということで、受付と管理を委託されていますが、その前の通りは、高円寺の駅から青梅街道までの間なので、路上禁煙地区なのです。交流館そのものも、一応公の建物ということで、施設内禁煙なのです。それで、9月にあったことなのですが、道路でたばこを吸っている人がいるということで、それを嫌がる人が、交流館の受付が1階にあるので、受付に来て「あれを注意しろ」と言ったのです。施設内であれば「やめてください」と言えるのですが、受付の人が困って、逆に、「たばこを注意しろ」と言った人と、うちの受付とのやり合いのようになってしまった。私が、たまたま別の部屋にいたので、道路の人に「ここは道路も禁煙ですし、施設内も禁煙ですから、やめてください」と言ったら、たばこを吸い終わっていたのかもしれないが、大人しくやめてくれたのです。</p> <p>問題は、公の交流館の受付の職員に「ここは禁煙地区なので区の管轄だろうから、やめさせろ」と言ってくるような場合はどうするのか。上の福祉事務所に言ってくれと言ったらしいのですが、そうしたら「何だ、お前は」と逆に怒られたらしいのです。それが1つです。誰が注意し、お金を取るのか。そういう人がいない時は、どうするのか。民間の人が「ここは禁止だよ」と言うことはできると思うのですが、そういう時に喧嘩になったりした場合、そのあと誰が責任をとるのが非常に心配だということが1つです。</p> <p>それから、拒否された場合、「俺は払わないよ」という場合はどうするのか。名前も言わないで立ち去ってしまう場合、あるいは「わかった、わかった」と言って、そのまま行ってしまう場合はどうするのか。この2つについて、お答えをお願いします。</p>
環境課長	<p>路上禁煙地域での過料2,000円の徴収については、先ほど情報システム課長から話がありましたとおり、たばこに関する苦情が大変多い中で、この10月からそういった措置にまで踏み込んでやっているということです。まず1つ目の質問、誰が指導をするのかということですが、当然、私ども環境課の職員を中心にいきます。警察のOBの方々に嘱託職員という形で非常勤職員として入っていただいて、それに非常勤職員を追加して、環境課の職員ともども、今日も回っていますが、1地区3名から4名の体制で指導を行っているところです。当然、過料の徴収もその者がやるわけです。そういう形で、いま対応しています。</p> <p>10月1日からこの過料徴収を行っていますが、拒否された場合どうするのかということですが、そうならないように、いま申し上げた職員を中心に、たばこに関する苦情が大変多いということ、条例に基づいて過料徴収を行っているということを、その場で十分に理解していただいて対応をしています。</p> <p>この結果、数字も持ってきたのですが、10月1日から25日までに全部で60件対応したのですが、拒否、どうしても払わずに立ち去ってしまった件数は、この60件のうち4件です。おおむね、その場その場で、それぞれの指導員の指導に従い、あるいは、たばこを吸っている方々も理解をいただいて</p>

	いるとは考えています。
委員	あと、例えば交流館の前でたばこを吸っていた時に、交流館の利用者、あるいは福祉事務所の利用者かもしれませんが、その利用者に「あれを注意してこい」と言われた場合に、どう対応するのですか。
環境課長	当然、過料徴収というのは、直接的には環境課の仕事ですが、区の方針として、各地区でたばこの問題を解決していかなければなりません。職員一人ひとりに、そういった意識を持っていただくことというのは、大変重要だと思います。それぞれ区の条例というのは環境課の職員以外にも当然それは理解、周知がされています。
委員	うちは民間ですよ。
環境課長	失礼しました。区の職員に対しては、是非注意をしてもらうように話をしています。当然、民間の皆さんですから、そのようなトラブルに巻き込まれないとも限りませんので、トラブルがあったということは是非、環境課にお知らせいただきたい。そのような地区も含めて、また重点的に対応していきたいと思しますので是非、情報提供をしていただきたいと思います。
委員	注意を頼んだのは、交流館の利用者ではなかったようですから、福祉事務所の利用者だと思うのです。その利用者の人も、たばこを吸っている人に自分で直接言うのは、喧嘩になるので嫌だということで、うちの受付の女性に注意してくるように言われたと思うのです。そういうこともあるのだということも念頭に入れて、これからの取締りをお願いしたいと思います。
法務担当課長	いま環境課長が申し上げたのは、一般的な条例協力義務と申しますか、条例の周知の事務とか、そういうことは全庁的に全職員を挙げてやっています。しかし、こと個別の過料徴収事務、命令等々については、それぞれ授権した者でないとできませんし、身分証明書も携帯させています。この公権力的なものについては、ご指摘の福祉事務所職員はできません。
環境課長	たばこに関する注意は、是非各職員の方々にもお願いをしたいと思います。過料徴収は、いま課長が申し上げたとおりで、一定の権限を持った、最初に説明した指導員、あるいは環境課の職員で、パトロールの際にやらせていただくということです。
委員	わかりました。
委員	その権限を持った方は何名でしょうか。
環境課長	過料徴収のための手続、これは規則上定められた環境課の仕事としてやらせてもらっていますが、先ず環境課の職員です。それから、今申し上げたような嘱託職員についても、権限を持たせてパトロールに当たらせています。
委員	ですから、何名でしょうか。
環境課長	嘱託職員は2名です。環境課の職員として権限を持っている者が15名です。
委員	合計17名ですね。
環境課長	そうです。
委員	吸ったことを認めて、「払うので納付書を送ってください」と言っても払わ

	ない場合、どういう過料の執行方法をとるのかということが1つ。もう1点は、他の区あるいは地方の人が杉並区に来て吸っていて、払うように言っても払わない場合、その条例の効力を執行できるのかこの2点についてどうですか。
環境課長	<p>まず1点目のご質問ですが、当然、その場で過料の徴収ができない場合には、納付書で納付していただくという形になります。実際に、そこで住所と氏名を聞くわけです。それが、今回の「個人情報登録票」の中にもあります。公平性を期すということがありますので、当然、納付書での納付がされない場合には、督促という形での対応を考えています。始まって日が浅いものですから、まだそこまでいきませんが、そういった措置を今後講じていくという形になるかと思えます。</p> <p>2点目のご質問で、他区の方、あるいは地方から来た方が杉並区内で路上喫煙をした場合、ということですが、これは、条例の拘束範囲というのは人に付くわけではありませんで、杉並区という地域、さらには、その地域の中でも禁煙6地区での喫煙という行為に対してかけられるものですから、区民であるかないかということは問題にならないということです。</p>
委員	犯罪事例、管轄を持つということですね。
環境課長	そうです。
委員	それから、もう1つ。これはうがった見方なのですが、「やりました」と言ってでたらめの住所や名前を言われてしまったら、これは手の打ちようがないと思うのです。その辺のところは、どうなのでしょう。
環境課長	これは限度があるかもしれませんが、基本的には、ここにも書きましたが、違反者に運転免許証などの提示を極力求めていくことが必要だと思います。ただ、それにも限界がありますので、おっしゃられるとおりの懸念は当然あると思います。
委員	取り締まる権限のある者は制限があるのですか。それとも、増やして良いのですか。
環境課長	人数ということですか。
委員	はい。この杉並の大きいエリアの中で17名では大変ですね。
環境課長	過料徴収を始めてまだ日が浅いものですから、今後、この制度がどういった効果をもたらしていくのかというのは、きちんと調査をしていきたいと考えています。その上で、効果を見た上で、もし必要があれば、ということでは考えてはいますが、まずは17名という体制でできる限り各地域を回って指導していきたいと考えています。
委員	自転車の管理は同じ環境課ですか。また別ですか。
環境課長	別です。
委員	私は5日と20日、高円寺エリアで朝の清掃をしております。量的には多くありませんが、その中でも、たばこの吸殻が多いです。特に飲食店が多く夜に客が多いエリアですが、そういった面で夜間はどうするのか。それから杉並区は広いですから自転車についての取締りといいますか、指導している方たち

	にも権限を与えて、多目的に取締りができないかと。「こっちはこっちだ」、「あっちはあっちだ」というのがいままでの区の行政では多くて、管轄外だと言われてしまいます。
環境課長	まず夜、あるいは早朝ですが、パトロールの時間帯というのは、決めてやるものではなくて、ともすれば朝の通勤客の中での指導ですとか、今、お話になった高円寺地区とか、飲食店の多い場所は、当然、夜になります。地区によっていろいろな特色がありますので、そういったことをきちんと勘案した上で、時間を変えてパトロールに当たっていきます。効果が出なければ、これは意味がありませんから、今後考えていきたいと思います。あと、他のパトロール、例えば自転車ですとか、そういった指導員との重複ですが、従事している業務の違い、性格の違いものもありますので、その辺もうまく考慮していきながら今後検討していきたいと考えています。
委員	「結核患者登録に関する業務」で、26 頁と 27 頁の「記録の項目」で、26 番の「公費負担の状況」というのと、35 番と 36 番にそれぞれ「集団名」と「回答状況」とあるのですが、これはどういう意味なのか。それと、今の路上喫煙のほうなのですが、「弁明の内容」と「違反の状況」を記録するというのはどういう意味があるのか。その辺を説明していただきたいと思います。
環境課長	路上喫煙のほうから説明します。「弁明の内容」というのは、これは違反者に対し告知をしまして、条例により過料 2,000 円が徴収される、そういった内容を認めるか、などです。「違反の状況」とは、その時々、まさにその指導をしたときの違反の内容、どういう状況にあったのかということ、ここに書き入れるという形です。
委員	内容はなんとなく分かるのですが、いままでいうと、「弁明の内容」として、「いや、実は知らなかったのです」と言うのと、そこに書かれるわけですね。弁明の内容なり、どういう状況で違反をしていたのかということも大体想像ができるのですが、そのことを記録する目的というか、単純に言えば、違反をしていたのだから、その場で住所と名前を記入してもらい、過料 2,000 円ということだけでいいように思うのですが、何か目的があるのだと思うのです。その辺のところを説明してください。
法務担当課長	不利益処分ですので、弁明の機会を付与しますから、相手側から「弁明の内容」をいただかなくてはならないのです。これに個人情報が入ることがあります。入らないこともあります。したがって、ここには「個人情報の記録の内容」として「弁明の内容」を書かせていただきました。それから、「違反状況」ですが、これを記録しませんが、違反の証拠になりません。処分の前提です。吸った、吸っていた、これが「違反状況」です。もっと細かく書くかもしれませんが、これは処罰の前提ですから、必ずこの部分について記録される必要があります。
環境課長	もう 1 つ、特に「弁明の内容」で、いま申し上げたように、例えば区民であっても、その条例の内容を知っているか、知っていないかということを中心に把握しておくことによって、さらにこの PR をどのぐらい進めたらいいのか

	とか、そういうことにもなります。こういった情報を、また利用していくという立場にもございます。
委員	後段のほうを、お願いします。
保健予防課長	<p>「電算入力記録票」の項目番号 26 番の「公費負担の状況」ですが、結核の治療に対して入院なのか通院なのかというようなことによりまして、「公費負担の状況」が変わります。また、その申請の期間がどのぐらいなのかとか、協議会での承認を得ますので、その協議会での承認を得られたのかどうかというようなことを入力するのが、「公費負担の状況」というところになります。</p> <p>また、35 番の「集団名」ですが、感染性のある患者さんが登録された場合に、例えばその方が所属している集団、勤務先ですとか学校などであった場合に、そういう集団に所属している方に、接触者検診というものを実施します。そのような集団名をここに記録して、例えば学校に所属しているような方でしたら学校と連絡をとり合う必要があります。そのために情報収集をします。</p> <p>また、「回答状況」ですが、接触者検診は、他の自治体にいらっしゃる患者さんで、杉並区民の方が接触者になるというような状況がありまして、そのような場合には、患者さんがいる自治体から依頼を受けて接触者検診をするわけなのですが、その検診の結果をご報告するというような回答の状況を記録するということです。</p>
委員	<p>26 番の前段のことで言うと、22 番の「治療の状況」について、いま説明していただいたような費用がどのぐらいかかるのか、つまり、通院で大丈夫なのか、入院しなければいけないのか、かなり重症な状況で発見されたので隔離しているとか、いろいろあると思いますが。その辺は「治療の状況」のところ、費用もいろいろな場合があるので、わかるような気がしますが、その辺との関係で、「公費負担の状況」というのはどうしても別に要ることなのか。</p>
保健予防課長	<p>公衆衛生的に見て入院が必要なのか、通院でいいのかということと、患者さんの状況から見て、現在入院中なのか、それとも入院していないのか。例えば公衆衛生的には通院で十分だけれども、入院をしていらっしゃるご高齢の患者さんですとか、そのような方がいらっしゃるの、必ずしも一致しませんので、両方の情報が必要ということになります。</p>
委員	<p>いまの項目のところで、50 番の「潜在性」というのはどういう意味でしょうか。</p>
保健予防課長	<p>これは、接触者の方を検査した時に、その方がまだ発症していないけれども、感染を受けた直後だということが判明した場合には治療の対象になります。その場合に「潜在性結核」と言いまして、この「潜在性」に該当します。</p>
委員	<p>潜在性の感染があるという意味で分けたのでしょうか。</p>
保健予防課長	<p>感染を受けたけれども、発症前というような状況です。</p>
委員	<p>「潜在性」だけだと少し曖昧な表現なので、「潜在性の結核」というような感じですね。</p>

保健予防課長	そのとおりです。
委員	わかりました。
会長	ほかにございせんか。ないようですので諮問第 22 号は決定といたします。報告第 17 号は受けたことにいたします。本日の諮問事項についての審議はすべて終了しましたので、答申をしてもらいたいと思います。事務局から答申文をお配り願いたいと思います。
	(答申文配付)
会長	この内容でよろしいですか。
	(異議なし)
会長	それでは、答申文を政策法務担当部長にお渡しします。本日の議題は以上で終了ですが、事務局から何かありますか。
法務担当課長	大変申し訳ありません。資料を席上お配りしておりますが、区立保育園における個人情報の紛失が 1 件ありました。所管の課長から報告をいたします。
一般報告	
保育課長	資料 3 について報告する。
会長	今の報告について、ご質問、ご意見ございますか。
委員	名簿がなくなったということで、そのあと、何かそういうことについての被害と申しますか、それを使われたものというのではないわけですね。
保育課長	現状においてはそのようなご報告は、いただいておりません。
会長	ほかに、ございますか。
委員	事情はわかりますが、自宅に普段は持ち帰らないようにされているが、特別な事情があって、自宅に持ち出すことを園長は許可をした。あるいは推奨したという状況ですが、園長は、例外的に自宅へ持ち出すときに、個人情報保護に関して、特段の注意をされるような認識があったのかどうかです。状況はどうなのでしょう。管理者の問題をお伺いしたいのですが。
保育課長	園長だけではなくて、管理者である私、保育課長の責任でもあります。それは当然、原則的にそういったことをしない、例外をつくる以上、厳格に取り扱うというのは当然のこととして、そういった条件で、持ち帰るときにも、直接は園長を通じて、しっかりと注意喚起をしていたということがございます。それにもかかわらず、こういったことになってしまって、本当に申し訳なかったと思っております。
委員	自転車に鞆を置き忘れたというのですが、何か買物でもしていたのですか。それで自転車をそこへ置いて、その間に取られてしまったということですか。
保育課長	直接、自転車は自宅のマンションの駐輪場に置いたということで、自転車を置いて、鞆を家に持ち込むのを忘れてしまったという状況でした。本当に注意不足だと考えております。
委員	先ほど言いましたように、ケースとしては分かりますが、現象から見ると誠に残念で、個人情報保護条例の先進団体である杉並区としては、あってはならないような状況なのです。自動車の鍵を壊されて、ドアを開けられて持ってい

	<p>かれたという過去の例が杉並区でありましたが、これは、自転車の前の籠に置き忘れたなどというのは、個人情報保護管理がなされているとは、どのような説明をされても理解ができないわけです。ですから、もっと徹底して、例外的に持ち出すのだったら、意識を特に向けていただいて、身体から離さないように何か道具立てを用意して許可をすとかされて、例外的な管理に重点を置いていただきたい。そういうことは検討していただかなければ、これは誠に恥ずかしい限りで、1,800の自治体の中で、なかなか起きない例だと思いますので、重々反省して管理をしていただきたいと思います。これは意見です。</p>
会長	<p>誠にもっともな意見だと思いますので、くれぐれも肝に銘じて、今後こういうことが起きないようにしていただきたいと思います。ほかにございますか。</p>
法務担当課長	<p>次回の審議会の予定でございます。押し詰まったところで大変申し訳ないのですが、12月25日（金）午後2時からを予定しています。よろしくご予定のほどをお願いいたします。</p>
会長	<p>以上で、第3回の情報公開・個人情報保護審議会の審議は終わりました。どうも長時間ありがとうございました。</p>